

令和6年12月1日から新たな医療費助成事業が開始されます。

第二種健康診断特例区域治療支援事業

これまで、長崎県及び長崎市は厚生労働省からの委託事業として、被爆体験を原因とする精神疾患（PTSD等）及びその合併症について、本人自己負担分の医療費を支給する「被爆体験者精神影響等調査研究事業」を行ってきました。

事業開始から20年以上が経過し、対象者の平均年齢も85歳を超え、いまだ多くの方が被爆体験に起因する精神疾患や身体的健康度の低下に伴う、様々な疾病を抱えて長期療養を要している状況であることから、第二種健康診断受診者証を所持されている方を対象として、幅広い一般的な疾病について、**被爆者と同等の医療費助成を行う事業が創設されます。**

1. 新たな医療受給者証について（第二種健康診断特例区域医療受給者証）

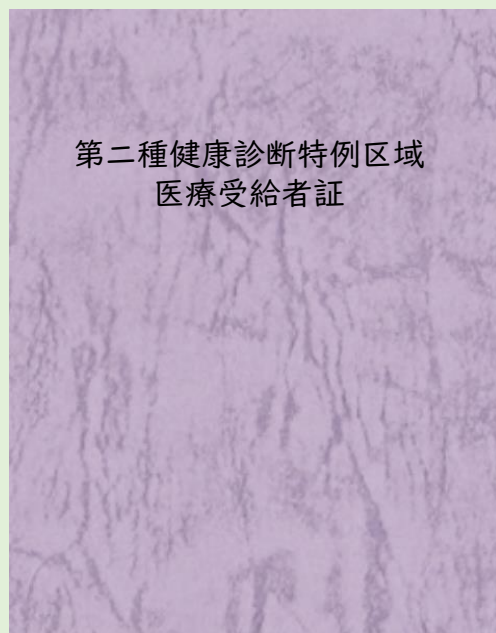
令和6年12月1日から、申請書（診断書等の添付が必要）の受付を開始します。

第二種健康診断受診者証を所持している方で、11種類の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている場合、申請により認定された方に対し、受給者証（以下「新受給者証」という。）が交付されます。



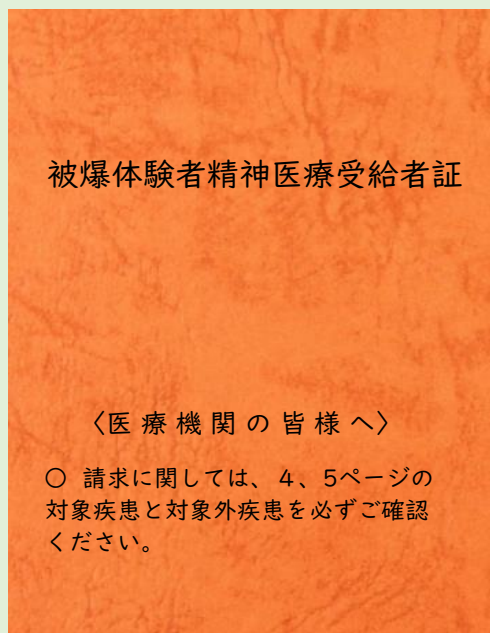
- ・被爆体験者精神医療受給者証（以下「旧受給者証」という。）をお持ちの方は、新受給者証が交付されるまでは、旧受給者証の対象とならない病気の自己負担分が発生した場合、医療費を立て替えていただく必要がありますので、必ず領収書をお渡してください。
- ・なお、新事業の申請をされない場合であっても、旧受給者証で、これまでの被爆体験者精神影響等調査研究事業による、医療費助成が受けられます。※5.Q&A 2をご参照ください。
- ・新受給者証が交付された際は、旧受給者証の返還が必要です。

新たな受給者証（第二種健康診断特例区域医療受給者証）＜すみれ色＞



※イメージ

これまでの受給者証（精神医療受給者証）＜橙色＞



〈医療機関の皆様へ〉

○ 請求に関しては、4、5ページの対象疾患と対象外疾患を必ずご確認ください。

2. 公費負担の対象疾病等について

新受給者証の交付を受けた方は、**被爆者と同等の医療費助成**を受けることができます。

	新 事 業	被爆体験者精神影響等調査研究事業
医療費助成の対象疾病	・原子爆弾投下以前にかかった精神疾患・遺伝性疾病、先天性疾病、軽い虫歯を除く全ての疾病	・精神疾患とその合併症 ・一部のがん(胃、大腸、肝、胆嚢、膵、乳、子宮体)
精神科の受診要件	・不要	・必要(申請時及び毎年1回)



- ・被爆体験者精神影響等調査研究事業による旧受給者証をお持ちの方も、継続して医療費助成を受けることが出来ますが、医療費助成の対象疾病はこれまでどおりで変更はありません。
※5.Q&A 2をご参照ください。
- ・但し、毎年1回の精神科受診については、令和6年12月1日から、不要となります。

3. 公費請求について

新事業での公費請求について、**公費負担者番号**が**新設**されます。

＜長崎県＞ 8 6 4 2 **7 0 1 0** ＜長崎市＞ 8 6 4 2 **7 0 2 8**

旧受給者証をお持ちの方の公費請求については、これまでと**変更ありません**。

＜長崎県＞ 8 6 4 2 **6 0 1 2** ＜長崎市＞ 8 6 4 2 **6 0 2 0**



- ・新設の番号は、**新事業**による**新受給者証**を所持されている方の診療分のみを使用ください。
- ・新旧で医療費助成の対象が異なりますので、**受給者証の確認は、毎回、欠かさず**行ってください。

4. その他

・ フォローアップシートの廃止について

- ・これまで、年1回の精神科受診が必要でしたが、令和6年12月1日から不要となります。
- ・これに伴い、入院等のやむを得ない理由により、どうしても精神科を受診出来ない場合に必要だった、かかりつけ医によるフォローアップシートの提出も不要となります。

・ 長崎県外の医療機関での窓口負担について

- ・長崎県内の医療機関においては、現物給付を基本としておりますが、県外の医療機関においては、本人の申請に基づき、受給者証発行元（長崎県または長崎市）から対象医療費をお支払い（償還払い）いたします。

5. Q&A

1. 新受給者証をお持ちの方が来院されました。どのような疾病が公費対象となりますか？

- ・原子爆弾投下以前にかかった精神疾患・遺伝性疾病・先天性疾病・むし歯のうちC1、C2、Ce（エナメル質初期う蝕）は、公費負担の対象外となりますが、それ以外であれば、公費請求可能です。

2. 旧受給者証をお持ちの方が来院されました。これまでどおり診療していいですか。

- ・これまでどおり、診療していただき、公費請求いただいて問題ありません。
- ・但し、医療費助成の対象は、これまでどおり、精神疾患及び精神疾患に関連する身体化症状・心身症と認められる疾患のみとなります。

3. 診断の結果、風邪でした。公費負担できますか。

- ・新受給者証をお持ちの方は、公費負担医療の対象となります。
- ・旧受給者証をお持ちの方の場合は、風邪が感染症に分類されるので、公費負担医療の対象とはなりません。

4. 受給者証を忘れた方が来院されました。

- ・事後の償還払いが可能ですので、いったん個人負担分をご負担いただき、その後、受給者証発行元（長崎県または長崎市）へ請求していただくようお願いください。

5. 新受給者証について、有効期限はありますか。

- ・有効期限はありません。

6. 新受給者証の交付を受けるために、11種類の障害を伴う疾病の診断書作成依頼がありました。診断書作成は有料でしょうか。

- ・診断書作成料への公費負担はありません。
- ・医療機関で定める診断書作成料を、患者本人に、ご請求ください。

7. 11種類の障害とは、こういったものが該当しますか。

- ・被爆者健康手帳をお持ちの方が、健康管理手当を申請する際に該当する障害と同じで、次のものが、該当します。

- ① 造血機能障害（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など） ② 肝臓機能障害（肝硬変など）
③ 細胞増殖機能障害（悪性新生物など） ④ 内分泌腺機能障害（糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症など） ⑤ 脳血管障害を伴う疾病（くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など） ⑥ 循環器機能障害（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など） ⑦ 腎臓機能障害（ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎など） ⑧ 水晶体混濁による視機能障害（白内障） ⑨ 呼吸器機能障害（肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など） ⑩ 運動器機能障害（変形性関節症、変形性脊椎症など） ⑪ 潰瘍による消化器機能障害（胃潰瘍、十二指腸潰瘍など）

8. 他法の受給者証をお持ちの方が受診しました。どちらが優先されますか。

- ・本事業は法律ではなく、要綱に基づく補助事業となります。
よって法律による公費負担が優先されます。

9. 新受給者証を申請し、交付されるまでの医療費はどうなりますか。

- ・認定となった場合は、後日、償還払い申請が可能です。
償還払いには、領収書、レセプトの写し等が必要となりますが、遡及期間等含めて、認定の決定通知をする際、受給者に案内しますので、受給者から依頼がありましたら、レセプト写しの発行について、ご協力をよろしくお願いします。

10. 月の途中で新受給者証に切り替えがあった方が、来院されました。新受給者証と旧受給者証のどちらの公費負担者番号で請求すればいいですか？

- ・医療を行った日に持っていた受給者証の公費負担者番号でそれぞれ、診療報酬点数を分けての請求をお願いします。

問い合わせ先

受給者証所持者のお住まいによって担当が変わります。
詳しくは、持参した受給者証に記載のある連絡先へお問い合わせください。

- 長崎県 福祉保健部 原爆被爆者援護課
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
TEL 095-895-2475

【長崎県の担当区域】

長崎県（長崎市を除く）、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- 長崎市 原爆被爆対策部 調査課
〒850-8685 長崎市魚の町4番1号
TEL 095-829-1290

【長崎市の担当区域】

長崎市、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県